



ほっとライン

なばりしこ ぞうだんしつはこ
名張市子ども相談室発行

🌊🌊🌊🌊🌊🌊 こんにちは！子ども相談室です。🌊🌊🌊🌊🌊🌊

がっき お
1学期が終わって、もうすぐ夏休みですね。

あた がつこう せいかつ たの
新しいクラスや学校での生活はどうですか？「めっちゃ楽しい

よ」、「少し疲れたかな」など、人によって色々だと思えます。

つか こと だれ
疲れてしまう事は誰にでもありますよね。

とき きぶんてんかん たと ひと いっしょ りょうり そと
そんな時は気分転換に例えば、おうちの人と一緒に料理する、外

でなわとび 100回とぶなどどうでしょうか。他には、いっぱいお話を

をする事も気分転換になりますよ。子ども相談室でお話ししません

か。いつでも連絡してくださいね。

こ ぞうだんしつ こと せんようでんわ
子ども相談室 ぱりっ子ほっとライン(子ども専用電話)

でんわぞうだん
☎️ 電話相談 0800-200-3218 (通話料無料)

おとな かに
大人の方は 0595-63-3118 へ



ぞうだん ひ げつ か もく きん ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
相談できる日 月・火・木・金 午前8時30分～午後5時15分

すい ごぜん じ ぶん ごご じ と にち しゅくさいじつ やす
水 午前10時30分～午後7時(土・日・祝祭日・12/29～1/3はお休みです)

てがみ ぞうだん
☎️ 手紙でも相談できます(7月号のほっとラインと一緒に配ってあります)

☎️ メールでも相談できます

メールアドレス: kodomosoudan@city.nabari.lg.jp

☎️ 2次元コードを読み取ると、相談受付ができます。



4月号のほっとラインで紹介した「名張市子ども条例」ですが、7月号では「子ども条例」には何が書いてあるのかお話ししたいと思います。

子どもみんなが持っている「子どもの権利」ってなにがあるのかな？

名張市子ども条例の4つの権利を見てみよう！

生きる権利

命が守られ、大切にされ、安心して生活することが出来ます。

子どもの役割

自分を大切にして、家族や周りの人も大切にします。

育まれる権利

みんなから大切にされ、自分の成長に合った勉強ができ、遊んだり好きな事をしたり、ゆっくり休む事も出来ます。

家族の人の役割

子どもと一緒に過ごす時間を取って子どもとお話をします。

守られる権利

色んな暴力やいじめなどから守られます。秘密は守られます。

家族の人の役割

子どもにとって悪いものをお家からなくし、子どもが秘密にしておきたいことを家族が勝手に見たりしないようにします。

参加する権利

自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、色々な活動に参加することが出来ます。

子どもの役割

自分の考えやしたいことを言えるように、力と自信をつけます。

なぞなぞコーナー

- こいでもこいでも同じところを行ったり来たりする乗り物ってなあに。
- 豚のベッドはどこにある？

